

東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例について（報告）

1 主旨

令和元年10月に引き上げられた消費税の増収分を財源として、低所得者の介護保険料に係る軽減強化措置（10月からの下半期分）を令和元年度より実施している。この軽減措置が令和2年度から通年で実施されることを受け、通年化後の軽減率を反映した保険料率とするため、条例を改正する。

2 改正の内容

軽減の対象者は、所得段階が第1段階～第3段階の第1号被保険者（住民税を課税されている者が世帯内にいない＝住民税非課税世帯者）である。対象となる所得層に係る平成30年度から令和2年度までの保険料率の推移は下表のとおりである（別紙概要図も参照）。なお、軽減による減収分は国、都、市がそれぞれ公費により負担する。負担割合は国が軽減額の総額の1/2、都が1/4であり、市の一般財源における負担（一般会計からの繰入れ）は1/4である。

表 住民税非課税世帯者に係る第7期の年間介護保険料額一覧

所得段階	対 象 者	本 則		平成30年度		令和元年度 (10月～半年分相当の軽減)		令和2年度 (通年で軽減)	
		保険料率	保険料額	保険料率	保険料額	保険料率	保険料額	保険料率	保険料額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方、住民税非課税世帯で「合計所得金額(※1)から年金収入に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額」が80万円以下の方	0.45	29,100	0.40 (-0.05) ※2	25,900	0.325 (-0.05) + (-0.075)	21,000	0.25 (-0.05) + (0.15)	16,200
第2段階	住民税非課税世帯で「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額」が80万円超、120万円以下の方	0.60	38,800	0.60	38,800	0.475 (-0.125)	30,700	0.35 (-0.25)	22,600
第3段階	住民税非課税世帯で「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額」が120万円超の方	0.70	45,300	0.70	45,300	0.675 (-0.025)	43,700	0.65 (-0.05)	42,100

※1 ここでいう「合計所得金額」は、現行の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いる。

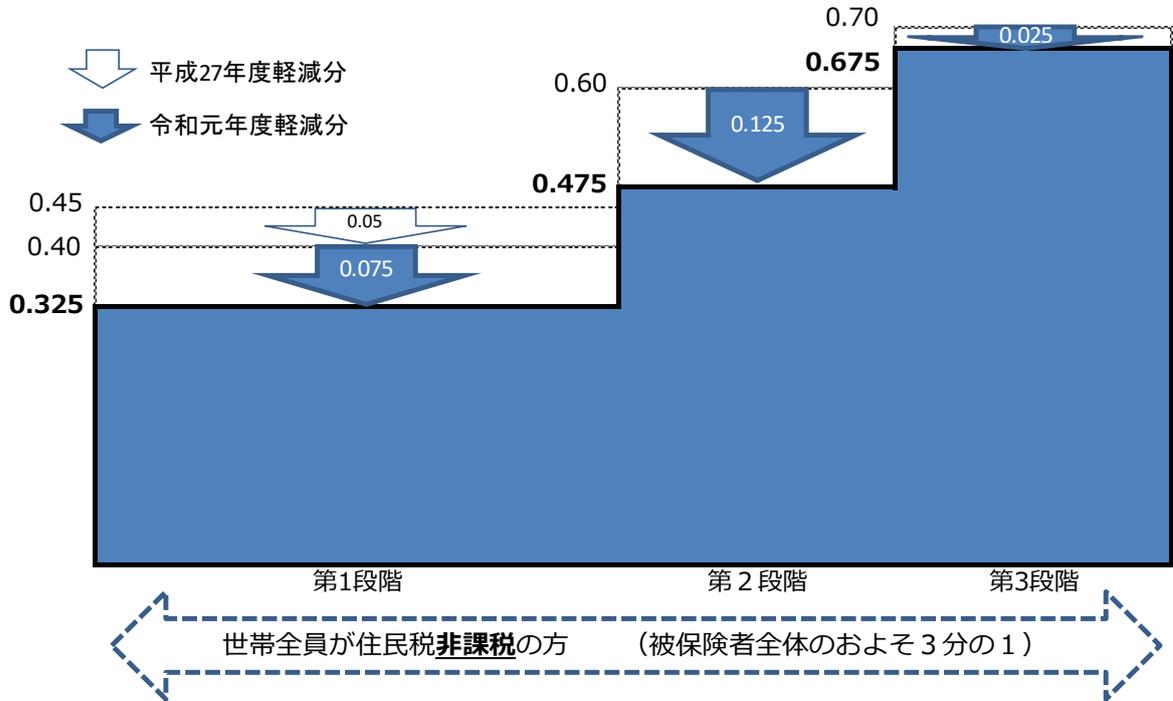
※2 ()内の数値は、本則の保険料率と軽減後の保険料率との乖離。

3 改正条例の施行日について

改正条例は令和元年度中に改正が予定されている「介護保険法施行令」（以下「政令」という。）の公布にあわせて施行することとなるが、政令の公布日は令和2年4月以降になる見込みである。このことについて、「令和元年度末までに保険料軽減を反映した条例改正を行い、軽減強化の具体的な軽減幅等も、政令の公布を待たずに条例に規定するが、その部分の施行期日を規則委任とする」案が国より示されていることに従い、改正条例の施行期日を規則に委任することとする。

〔参考：令和元年度・令和2年度の低所得者保険料軽減強化の概要図〕

【令和元年度】10月からの6カ月間相当分の実施（既実施分） →軽減幅が2分の1（半年分）になる



【令和2年度より通年実施】 →軽減幅が令和元年実施分（半年分実施）の2倍になる

